

若者の消費者被害の状況

- SNSでの勧誘に抵抗感があまりない
→ SNSの「友人」に、高額な商品の購入やエステなどを勧誘され被害に遭いやすい
- 相談先を知らない若者が多い
→ 消費生活センターを知らない若者が約4割

知事からのメッセージ

～若者の消費者被害防止のため～

特別相談の実施

【日時】 平成29年3月13日（月）
3月14日（火）

午前9時から午後5時まで



©YUKI ISHII

【相談機関】 都と都内の区市町の消費生活相談窓口

【電話番号】 消費者ホットライン ^{い や や} 188

（お近くの消費生活相談窓口につながります）